

発言席

金融機関から信用される会計書類を



伊藤 義一 町田

はじめに

先ず、始めにお伺いしたい。「あなたの事務所で作成した会計書類は、金融機関から信用されていますか。」

「信用されている」と答えた方は、これ以降の拙文を読んでいただく必要はありません。

「信用されていない」と

答えた方は、なぜ信用されないのか、その理由についてどのように考えておられるであろうか。

結論から言おう。あなたの事務所としてその顧問先の経理処理に何等の疾しい所もないのであれば、あなた

一 いま、多くの税理士は、金融機関から全く信用されていない会計書類を作成している

昭和58年、日本経済新聞社から「年間最優秀製品賞」を受賞した某パソコン会計ソフトは、その広告文に「過去の仕訳の追加・修

正・削除も簡単にできま

きく開き、まさに絶句し、

そして、この話を伝えた相手の目を見据えて憤然と「これは絶対にあつてはならんことです」と言ったとされる。

ドイツでは、手書きの帳簿か会計ソフトかを問わず、正規の簿記の諸原則が社会通念として浸透しており、このような後日の改竄は許されていない(ドイツ

二 われわれは簿記論でいわゆる「見え消し」を習った

昭和58年当時のわが国の簿記の教科書には、次のように記述されていた(3)。

「(1)誤記を訂正するとき は、赤の単線又は複線で抹消し、その上に正しい記入を行うとともに、当該訂正箇所」に訂正者の捺印を行い責任を明らかにする。インク消しやナイフや貼紙等を用いて原記入を消去することは厳禁する。(傍線は筆者)

(2)ア 文字は誤謬部分のみを訂正し、

及びアメリカの制度については、(後述)。

それに反して、わが国の多くの税理士は、その利便さ故に簿記の原則を無視した会計ソフトを使用したために、金融機関から全く信用されない、単なる数字の羅列に過ぎない只の紙切れを作成する職業に成り下がったのである。

「日本では、ドイツと違って正規の簿記の原則が社会一般の『不文律』になるまで定着しておらず、中途半端なまま、その一方でコンピュータの処理能力の飛躍的な向上のほうに目を奪われたため、錯覚してしま

みを訂正し、イ 算用数字は二連の数字全部を訂正し、(以下省略)

このように、われわれ昭和生まれの税理士は、いわゆる「見え消し」の原則を習ったのである。そして、商業帳簿は日時を追って順次記入され、かつ、一旦記入したものは厳格な方式により訂正することとされていたところから、商業帳簿には、刑事訴訟法上伝聞証拠でありながらも

航海日誌と並んで証拠能力ありとされ、民事訴訟法上も高い証拠力(証明力)が認められているのである。

にもかわらず、わが国の会計ソフトにおいて、この「見え消し」の原則が忘れ去られてしまったことについては、次のようにいわれている(4)。

「日本では、ドイツと違って正規の簿記の原則が社会一般の『不文律』になるまで定着しておらず、中途半端なまま、その一方でコンピュータの処理能力の飛躍的な向上のほうに目を奪われたため、錯覚してしま

「E D V簿記」という)については、商法典(H G B)第239条第4項と国税通則法(A O)第146条第4項において、変更は

三 ドイツとアメリカの制度

それでは、ドイツとアメリカの制度はどうなっているかを見てみよう。

先ず、ドイツにおける電子的データ処理簿記(以下「E D V簿記」という)については、商法典(H G B)第239条第4項と国税通則法(A O)第146条第4項において、変更は

変更前の内容が検証可能でなければならないと規定し、具体的には、変更記録の文書化を可能にする構成要素をE D Vプログラムが含んでいなければ、そのE D V簿記は、正規の簿記であるとは認められない(6)。

フトウェアベンダーは、その会計ソフトが上記の要件を満たしていなかったとしてユーザーから提起される民事上の損害賠償請求等に備えて、通常、第三者である監査法人にそのソフトウェアの正規性を監査させて

四 金融機関から信用される会計書類を

それでは、われわれは、金融機関から信用される会計書類を作成するために、どうすべきか。

結論から言えば、会計ソフトについて一般的にその品質を担保する法律を制定することであり、具体的には、現在の電子帳簿保存法の対象を拡大し、その規定する諸要件を電子帳簿保存の選択の有無にかかわらず、全ての会計ソフトに適用することである。

現在の電子帳簿保存法は、残念ながら、限界がある。折角コンピュータを使用した近代的な会計システムに拠っていても、そのデータ保存を電磁的記録によるのではなく打ち出した紙ベースによる保存を選択すれば、遡及訂正等に何の制限もない。これでは、金融機関の信頼を得ることはできない。

そこで、ドイツ国税通則法第146条第4項等の例

おり、正規でない会計ソフトが販売されることは考えられないといわれている(7)。

アメリカは、内国歳入手続98-25において、ほぼ同様の規定を設けている(8)。

に倣い、電子帳簿保存法が規定する諸要件を、電子帳簿保存の選択の有無にかかわらず、全ての会計ソフトに適用することとする。いわゆる「見え消し」の原則の会計ソフト版である。これと中小企業会計要領のチェック及び書面添付により、税理士を金融機関から信用される会計書類を作成する誇り高い職業にしよう

(1) 電子帳簿保存法に使用する会計ソフトについては、電子帳簿保存法がある。(2) 飯塚真直「悪貨は良貨を駆逐する」TKC会報489号22頁。(3) 青木茂男・西沢脩共著「簿記論」265頁、税務経理協会1963年。この原則は、ルカ・パチオリの「複式簿記論」以来、当然の原則である。(4) 飯塚真直「自利利他の経営」288頁、TKC出版2015年。(5) 前掲(4)288頁

ではないか。その遡及訂正が顧問先の邪な要求に込められているものでなければ、その訂正の事実が白日の下に晒されても、何等の困る理由はない。

わが国の子供達は、勉強に鉛筆と消しゴムを用い、間違えば、綺麗に消して書き直す。しかし、ドイツとフランスの子供達は、最初からボールペンや万年筆で書き、間違っても思考のプロセスを残すといわれている(9)。消しゴムによって初期化する日本人と「間違いは消せない」と教えられる彼の国民との国民性の差異は、両国間に差異はないといわなければならない。

(6) 坂本孝司「会計制度の解明」268頁〜269頁、中央経済社2011(7) 前掲(6)271頁〜272頁(8) 前掲(6)274頁以下及び高田順三「米国内国歳入庁の電子帳簿保存制度にみるわが国制度の在り方に關する一考察」尚美学園大学総合政策論集16号45頁2013(9) こともまなび☆ラボ2018・3・25

ドイツにおける会計のソ